議案第35号	三田市都市計画法施行条例の一部を改正する条例の制定について
都市計画課	介護保険法の一部改正に伴い、同法を引用する当該条例について所要 の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しよう とするもの。
内容	(定義) 第8条 28 この法律において「介護老人保健施設」とは、要介護者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。 【改正趣旨】 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年6月25日法律第83号)により介護保険法が改正され、当該条例における引用条項の「項ずれ」が生じたため。 【改正内容】 市街化を促進しない開発行為や建築物の新築等の対象施設である「介護老人保健施設」の根拠条文の改正(別表第1) 《現 行》介護保険法第8条第27項 《改正案》介護保険法第8条第27項 《改正案》介護保険法第8条第28項